

ご協力ありがとうございます。

# 静岡市災害時協力井戸の手引き

- ① 災害時協力井戸とは？
- ② 普段から気を付けて  
いただきたいこと。
- ③ いざ、災害が起きたら！
- ④ 利用される、みなさまへ！

# 1 災害時協力井戸とは？

静岡市では、災害が発生した際に、近隣住民の方々に、生活用水として、井戸水を提供していただける井戸を『災害時協力井戸』として登録しています。



登録井戸には、このプレートを掲示いただいています。

- 静岡市ホームページに災害時協力井戸の情報を掲載しています。

## 2 普段から気を付けていただきたいこと。

- ◎ 井戸とその周辺は整理し、清潔に保ちましょう。
- ◎ 井戸の破損や揚水ポンプの故障等がないか、定期的に点検しましょう。
- ◎ 長い間、使っていない井戸では、井戸水が濁ることがあります。

### お願い

登録内容に変更が生じましたら、静岡市危機管理総室まで連絡をお願いします。

#### 例えば

- ・転居、売買等のため、登録を解除したい。
- ・工事のため井戸を埋めてしまった。
- ・井戸水が揚がらなくなり、枯れてしまった。等

### **3** いざ、災害が起きたら！

- ◎ **井戸の状況や周囲の安全（隣接する建築物や塀等の構造物の倒壊等）を確認し、協力できる範囲内で、自主的に井戸水を近隣利用者の方々に提供してください。**

※ 災害発生時は、まずはご自身やご家族の安全を確保し、その後、家財等の状況を確認してください。

- ◎ **井戸水を提供していただく場合、特定の利用者に偏ることなく、公平に井戸水の提供をお願いいたします。**

- ◎ **井戸水を提供していただく場合、(念のため)飲料用として提供しているものでない旨をお伝えください。**

※ 地震等により、水質が変動している可能性があります。井戸水は、トイレや洗濯用水等としてご提供ください。

## 4 利用される、みなさまへ!

井戸水の提供は、善意により行われています。提供について、絶対的な義務を負うものではありません。

井戸水の提供を受ける場合、以下の事項について御了承願います。

- ① **井戸水の提供は、災害発生時のみです。**  
水道工事等による一時的な断水時等は利用できません。
- ② **状況により、井戸水を提供できない場合があります。**  
災害により、井戸が壊れた場合や停電によりポンプが使用できない場合等、井戸水の給水を制限又は中止する場合があります。
- ③ **井戸水は飲み水としての提供ではありません。**  
飲料用ではなく、トイレや洗濯用水等、生活用水として利用してください。
- ④ **特定の利用者に多量に提供することはできません。**
- ⑤ **井戸水を運ぶ容器は、利用者でご用意ください。**  
持ち運びも、原則、利用者の方が行ってください。

引き続き、みなさまのご協力を、よろしくお願いいたします。

**静岡市危機管理総室** 令和5年7月発行

〒420-8602 静岡市葵区追手町5-1 TEL054-221-1241